（登録に係る区分）

第九十条　法第百四十三条第一項の登録に係る物象の状態の量は法第二条第一項第一号及び第二号に掲げるものとし、次のとおり区分する。なお、区分の名称については、機構が別に定める。

一～七	（略）
八	角速度
九～二十六	（略）

2　（略）

（特定計量器検定検査規則の一部改正）

第二条　特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（表記）	（表記）
第百十八条　質量計の表記事項は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。	**第百十八条**　質量計の表記事項は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。
一　（略）	一　（略）
（削る）	二　ホッパースケール　日本産業規格B七六〇三（二〇二四）附属書
（削る）	三　充塡用自動はかり　日本産業規格B七六〇四―一（二〇二四）附属書及び日本産業規格B七六〇四―二（二〇二一）
（削る）	四　コンベヤスケール　日本産業規格B七六〇六―一（二〇二四）附属書及び日本産業規格B七六〇六―二（二〇一九）
二　自動捕捉式はかり　日本産業規格B七六〇七（二〇二六）附属書	五　自動捕捉式はかり　日本産業規格B七六〇七（二〇二四）附属書
三　（略）	六　（略）
（性能）	（性能）
第百二十七条　質量計の性能は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。	**第百二十七条**　質量計の性能は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。
一　（略）	一　（略）
（削る）	二　ホッパースケール　日本産業規格B七六〇三（二〇二四）附属書
（削る）	三　充塡用自動はかり　日本産業規格B七六〇四―一（二〇二四）附属書及び日本産業規格B七六〇四―二（二〇二一）
（削る）	四　コンベヤスケール　日本産業規格B七六〇六―一（二〇二四）附属書及び日本産業規格B七六〇六―二（二〇一九）
二　自動捕捉式はかり　日本産業規格B七六〇七（二〇二六）附属書	五　自動捕捉式はかり　日本産業規格B七六〇七（二〇二四）附属書
三　（略）	六　（略）
（検定公差）	（検定公差）
第百八十二条　質量計の検定公差は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。	**第百八十二条**　質量計の検定公差は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。
一　（略）	一　（略）
（削る）	二　ホッパースケール　日本産業規格B七六〇三（二〇二四）附属書
（削る）	三　充塡用自動はかり　日本産業規格B七六〇四―一（二〇二四）附属書及び日本産業規格B七六〇四―二（二〇二一）
（削る）	四　コンベヤスケール　日本産業規格B七六〇六―一（二〇二四）附属書及び日本産業規格B七六〇六―二（二〇一九）
二　自動捕捉式はかり　日本産業規格B七六〇七（二〇二六）附属書	五　自動捕捉式はかり　日本産業規格B七六〇七（二〇二四）附属書
三　（略）	六　（略）

（登録に係る区分）

第九十条　法第百四十三条第一項の登録に係る物象の状態の量は法第二条第一項第一号及び第二号に掲げるものとし、次のとおり区分する。なお、区分の名称については、機構が別に定める。

一～七	（略）
（新設）	
八～二十五	（略）

2　（略）